



特集 マイナンバーの「通知カード」が届きます!



マイナンバー広報ロゴマーク
マイナちゃん

マイナンバーとは? 住民票をお持ちの方に1人1つ与えられる12桁の番号

日本国内の市区町村に住民登録のあるすべての方にマイナンバー（個人番号）を付けることで、社会保障、税、災害対策の分野で皆さんの情報を適切に把握し、さまざまな場所に存在する情報が同じ方の情報であることを確認するために導入されます。

マイナンバーは一生使うもの

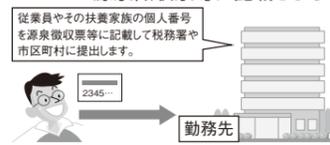
原則不変ですが、番号が漏えいし、不正に使われる恐れがある場合は変更できます。

いつから始まるの?

- 平成 27 年 10 月 マイナンバーの通知カードの送付・個人番号カードの申請の開始
※10月5日以降簡易書留郵便で順次送付されます。
※届いた方から個人番号カードの申請ができます。(希望者のみ)
- 平成 28 年 1 月 社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーの利用開始
個人番号カードの交付の開始

マイナンバーは何に使うの?

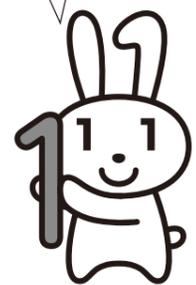
●年末調整で
勤務先にマイナンバーを提示し、
源泉徴収票等に記載します



●年金給付で
厚生年金の裁定請求の際に年金事務所に
マイナンバーを提示します



行政手続きで
マイナンバーが
必要だよ



このほか
・雇用保険
・医療保険
・生活保護など
福祉の給付
・税の手続き
・災害対策 など

●児童手当手続きで
毎年6月の児童手当の現況届の際に
市区町村にマイナンバーを提示します



電子証明書を利用してe-Taxで確定申告をされる方へ 有効期限をご確認ください!

マイナンバー制度の運用が開始されてすぐに確定申告の時期がきます。電子証明書を利用してe-Taxで確定申告をされる方で個人番号カードの交付を考えている方は、交付申請のタイミングにご注意ください。個人番号カードを申請しても、手元に届くには時間がかかる可能性があります。

住基カード内の電子証明書が期限内の場合は、確定申告終了後に申請をしていただくと電子証明書の発行が確定申告期間に間に合わないという恐れがなく、電子証明書をより有効にお使いいただけます。

電子証明書をお持ちでない方で平成28年早々に電子証明書の発行が必要な方は、お早めに個人番号カードの申請をお願いします。

通知カード・個人番号カードってなに?

▶通知カード

マイナンバーを通知するためのカード
氏名、住所、生年月日、性別の基本4情報とマイナンバーが記載されています。
※本人確認書類としての利用はできません。

●通知カードを受け取るには

住民票があるすべての方にお送りします。同一世帯分がまとめて簡易書留郵便で世帯主宛に届きます(転送不可)。封筒の中には、右の図のような通知(案)が入っています。

●通知カードを受け取った後は大切に保管してください

住所変更や戸籍届出の際は、通知カードを窓口へお持ちください。記載変更が必要です。その他行政手続きを行う場合も通知カードをお持ちください。

通知カードは
1人に1枚あるよ



▶個人番号カード

本人確認書類としても使えるカード
・氏名、住所、生年月日、性別の基本4情報とマイナンバーが記載
・本人写真が記載されるので、本人確認書類として利用可能
・ICチップが搭載され、公的個人認証サービスによる電子証明書が標準搭載
※有効期限があります。

●個人番号カードを受け取るには

通知カードが送付された後に申請が必要です(初回交付無料)。通知カードと一緒に届く申請書、またはスマートフォンなどを利用して申請してください。
※個人番号カード交付時に、通知カードは返納していただきます。

⇒通知カード部分

⇒個人番号カード申請書部分



個人番号カード(案)

今、使用している住基カードはどうなるの?

▶住民基本台帳カード(住基カード)をお持ちの方・カード内の電子証明書を利用している方

平成28年1月以降も、住基カードや、カード内の電子証明書が有効期限内のものは、引き続き利用できます。個人番号カードと住基カードとの重複所持はできません。個人番号カードの交付を受ける場合は、有効期間中でも住基カードの返納が必要です。

交付受付

住基カードのみ12月28日(月)まで ※電子証明書付12月22日(火)まで

▶公的個人認証サービス(電子証明書)について

オンラインで申請などを行うときの本人確認の手段として、住基カード内の電子証明書を利用している方は、電子証明書の有効期限内は引き続きご利用いただけます。

●問合せ先

・マイナンバー制度のお問合せ……国のコールセンター/0570-20-0178 午前9時30分～午後5時30分(土曜・日曜及び祝日・年末年始を除く)
・個人番号の通知、個人番号カードの交付に関する……民生部住民課